

令和8年度

国営施設応急対策事業旧迫川地区
旧迫川地区事業誌編成業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条 国営施設応急対策事業旧迫川地区旧迫川地区事業誌編成業務に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条 本業務は、国営施設応急対策事業旧迫川地区の完了に伴い、本事業の沿革及び主要工事にかかる設計や施工に関する資料を整理し、事業誌の編纂、印刷製本及び発送を行うものである。

(場所)

第1-3条 本業務において対象とする施設の位置は、宮城県遠田郡涌谷町地内であり、「別図-1」に示すとおりである。

(一般事項)

第1-4条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- 1 受注者は、作業実施の順序、方法等について監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- 2 受注者は常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-5条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティング マネジャー	農業土木	

(担当技術者)

第1-6条 担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1-7 条 共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- 1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- 2 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第 1-8 条 受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(貸与資料)

第 2-1 条 貸与資料は次のとおりとする。なお、本業務の作業過程において必要となる資料が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

区 分	貸 与 資 料	数 量	摘 要
事業関係	国営旧迫川土地改良事業計画書	1 式	
報告書関係	設計業務報告書	1 式	別紙 1
	工事関係書類	1 式	
河川協議関係	河川法第 95 条に基づく協議書、協議経緯等関係資料	1 式	
道路協議関係	道路法第 35 条に基づく協議書、協議経緯等関係資料	1 式	
その他	旧迫川地区概要図	1 式	

(貸与資料の取扱い)

第 2-2 条 第 2-1 条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- 1 貸与資料の記載事項に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、「別紙2」に示すとおりであり、事業誌印刷・製本の仕様は「別紙3」のとおりである。また、事業誌編纂に当たっては、「別紙4」を参考として掲載項目を策定するものとする。頁数は「別紙3」に記載している。

(作業の留意点)

第3-2条 作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- 1 事業誌編纂に当たって、第2-1条に示す貸与資料のほか、受注者が収集した文献、写真等を引用する場合には、その出典を明示するものとし、著作権があるものについては、著作権法に接触しないよう必要な措置を講じるものとする。
- 2 引用する写真及び図面は、仕上がり時において読み取りが可能となるよう解像度に注意するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（事業誌原稿作成段階）

最終回 事業誌最終確認段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- 1 成果物の電子媒体（CD-R等） 正副2部
- 2 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出先)

第 5-2 条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

宮城県遠田郡涌谷町柳町 26-1 浅貞中央ビル 2 階
東北農政局北上土地改良調査管理事務所 旧迫川支所

第 6 章 契約変更

(契約変更)

第 6-1 条 業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- 1 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- 2 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- 3 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- 4 履行期間の変更が生じた場合
- 5 その他

(業務スライドの試行)

第 6-2 条

- 1 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。
- 2 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適當となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- 3 発注者又は受注者は、2 の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- 4 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 5 2 の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、2 中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に 基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。

- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、2～5の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- 7 6の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 4及び7の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が2、6の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 9 業務スライドの試行に係る運用については、1に記載の通知に基づくものとする。

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙1 発注業務・工事一覧表

発注業務一覧

実施年度	業務名
R3	籠岳幹線用水路実施設計業務
	籠岳揚水機場実施設計業務
R4	籠岳幹線用水路補足設計業務
	旧迫川右岸堤防安全性評価その他業務 旧迫川右岸堤防安全性評価（その2）業務
R5	籠岳幹線用水路施工計画検討その他業務
	籠岳幹線用水路（その4）工事施工効率向上対策業務
	籠岳揚水機場ポンプ設備改修工事施工効率向上対策業務
R6	旧迫川地区再評価検討業務
	旧迫川地区低濃度PCB廃棄物処理業務
	旧迫川地区低濃度PCB廃棄物収集運搬業務
R7	旧迫川地区現場技術業務
	籠岳揚水機場周辺整備設計その他業務
	籠岳幹線用水路改修その他工事施工効率向上対策業務

発注工事一覧

実施年度	工事名
R3	籠岳幹線用水路（その1）工事
R4	籠岳幹線用水路（その2）工事
	籠岳幹線用水路（その3）工事
R5	籠岳幹線用水路（その4）工事
	籠岳幹線用水路（その5）工事
R5～R6	籠岳揚水機場ポンプ設備改修工事
R6	籠岳幹線用水路（その6）工事
R6～R7	籠岳揚水機場ゲート設備他製作据付工事
R7	籠岳幹線用水路除塵設備他製作据付工事
	籠岳幹線用水路（その7）工事
	籠岳揚水機場改修（その1）工事
R7～R8	籠岳幹線用水路改修その他工事

別紙2 作業項目内訳表

作業項目	作業内容	数量
<p>1 事業誌の構想</p> <p>1-1 基本方針策定</p> <p>1-2 資料の収集</p>	<p>事業誌編纂に当たっては、本業務の特徴を踏まえたうえで編纂の基本方針を定め、別紙4を参考として事業誌掲載項目を策定する。</p> <p>貸与資料のほか、事業誌編纂に必要な資料の収集、現場調査や写真撮影などを行い、必要な情報を収集する。</p>	<p>1式</p> <p>1式</p>
<p>2 事業誌原稿作成</p>	<p>「1 事業誌の構想」を基に印刷原稿を作成する。</p>	<p>1式</p>
<p>3 事業誌印刷・製本・発送</p>	<p>完成した原稿から、事業誌を118部印刷・製本及び事業関係機関等への発送(60機関)を行う。</p>	<p>1式</p>
<p>4 点検・とりまとめ</p>	<p>上記作業の点検・とりまとめ及び報告書の作成を行う。</p>	<p>1式</p>

別紙3 事業誌 印刷・製本仕様書

項 目	内 容
1. 規格	仕上 A4 版 150 頁程度 (オールカラー)
2. 印刷	両面印刷 オフセット印刷 特記事項 刷板・印刷・用紙は受注者による
3. 用紙	表紙 高級白板紙 K 判 (28 kg) 本文・グラビア マットコート紙 (菊 62.5 kg/四六判換算)
4. 原稿内訳	原稿貸与 (紙、デジタルデータ)
5. 校正	方法 発注者において実施、受注者の打合せ確認 回数 文字デザイン校正 2 回、色校正 (簡易校正) 1 回 特記事項 刷板・印刷・用紙は受注者による
6. 製本加工	並製本カラー印刷 (CTP・カラー 4 色) 媒体 (事業誌 DVD・CD 等) 1 枚 最終項貼付
7. 投込み (贈呈・挨拶文)	短冊 (1 枚) 挨拶文 (B5 判 1 枚)
8. 納期	電子媒体作成 有り 期限 業務請負契約書工期による。 場所 東北農政局北上土地改良調査管理事務所 旧迫川支所
9. その他	用紙については、グリーン購入法適合商品であること。 図・写真の色・明るさが分かるよう、校正用用紙は、印刷時の用紙に近い明るさのものとすること。

別紙4 事業誌掲載項目（案）

国営施設応急対策事業旧迫川地区 事業誌

掲載項目（案）

序文（東北農政局長）

発刊に当たって（東北農政局農村振興部長）

発刊によせて（宮城県知事、涌谷町長（旧迫川地区国営土地改良事業促進協議会会長）、大崎市長（旧迫川地区国営土地改良事業促進協議会副会長）・旧迫川右岸土地改良区理事長）

グラビア（受益地航空写真、施設写真、一般計画平面図）

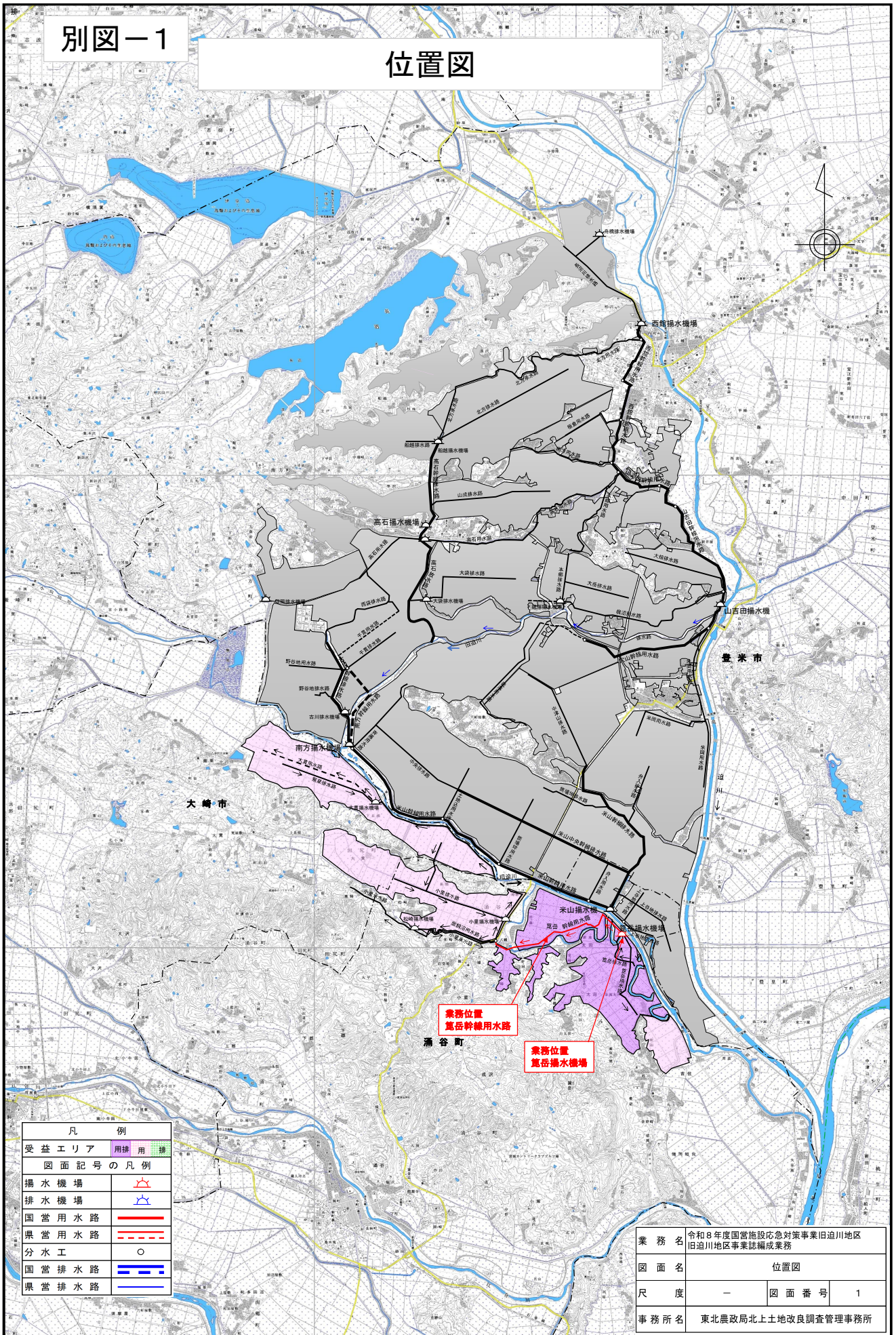
第1章 地域の概要	-----
1. 自然	-----
2. 社会概況	-----
3. 地域農業	-----
4. 宮城県の農業農村整備	-----
第2章 土地改良の歴史	-----
1. 昭和時代	-----
2. 平成時代	-----
第3章 国営旧迫川土地改良事業計画の概要	-----
1. 目的	-----
2. 地域及び地積	-----
3. 一般計画	-----
4. 対象施設の状況	-----
5. 主要工事計画	-----
6. 工事の着手及び完了の予定時期	-----
7. 事業費の総額及び内訳	-----
8. 効用	-----
9. 関連する事業	-----
第4章 主要施設の設計と施工	-----
1. 揚水機場	-----
2. 水路	-----
第5章 環境との調和への配慮	-----
第6章 事業実施及び協議	-----
1. 事業費決算	-----
2. 用地費及び補償費	-----
3. 河川協議	-----
4. 道路協議	-----

第7章 資料	-----
1. 看板掲示式	-----
2. 看板降納式	-----
3. 事業所組織の変遷	-----

あとがき（北上土地改良調査管理事務所長）

別図-1

位置図



凡 例	
受益エリア	用排用排
図面記号の凡例	
揚水機場	
排水機場	
国営用水路	
県営用水路	
分水工	
国営排水路	
県営排水路	

業務名	令和8年度国営施設応急対策事業旧迫川地区旧迫川地区事業誌編成業務		
図面名	位置図		
尺度	—	図面番号	1
事務所名	東北農政局北上土地改良調査管理事務所		